

4 防災・保安

(1) 消防

○消防法

危険物に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
1	第11条第1項	危険物施設の設置の許可	本庁	—			
2	第11条第5項	危険物施設の完成検査前の使用	本庁	—			
3	第11条第6項	製造所等の地位の承継の届出	本庁	—			
4	第11条第7項	国家公安委員長等への通報	本庁	—			
5	第11条の2第1項	危険物施設の位置等の変更に係る検査	本庁	—			
6	第11条の4第1項	貯蔵又は取扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出	本庁	—			
7	第11条の4第3項	準用規定	本庁	—			
8	第11条の5第1項	貯蔵又は取扱いに関する命令	本庁	—			
9	第11条の5第2項	移動タンク貯蔵所に関する命令	本庁	—			
10	第11条の5第3項	移動タンク貯蔵所に関する命令に係る通知	本庁	—			
11	第12条第2項	危険物施設の修理等の命令	本庁	—			
12	第12条の2第1項	危険物施設の許可の取消・使用停止命令	本庁	—			
13	第12条の2第2項	危険物施設の使用停止命令	本庁	—			
14	第12条の3	危険物施設の緊急停止命令等	本庁	—			
15	第12条の6	危険物施設の廃止の届出	本庁	—			
16	第12条の7第2項	危険物保安統括管理者の届出	本庁	—			
17	第13条第2項	危険物保安監督者の届出	本庁	—			
18	第13条の24	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令	本庁	—			
19	第14条の2第1項	予防規程の認可	本庁	—			
20	第14条の2第3項	予防規程の認可変更命令	本庁	—			
21	第14条の3第1項	保安に関する検査	本庁	—			
22	第14条の3第2項		本庁				
23	第16条の3第3項	応急措置命令	本庁	—			
24	第16条の3第4項		本庁				
25	第16条の5第1項	資料の提出及び報告の徴収等	本庁	—			
26	第16条の6	必要な措置命令	本庁	—			

(2) ガス

○高圧ガス保安法

高圧ガスの製造等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
27	第5条第1項	第一種高圧ガス製造許可	総合支庁	3	高圧ガスに関する専門的知識を有する職員(高圧ガス関係有資格者)の配置を要する。	※「第一種製造者」(許可制)は県内に168ある。	人口10万人以上の市
28	第5条第2項	第二種製造者の製造の届出の受理	総合支庁	23			
29	第9条	第一種製造者の許可取消	総合支庁	0			
30	第10条第2項	第一種製造者の地位の承継の届出の受理	総合支庁	0			
31	第10条の2第2項	第二種製造者等の地位の承継の届出の受理	総合支庁	0			
32	第11条第3項	第一種製造者の施設等の適合命令	総合支庁	0			
33	第12条第3項	第二種製造者の施設等の適合命令	総合支庁	0			
34	第14条第1項	高圧ガス製造変更許可	総合支庁	24			
35	第14条第2項	第一種製造者の製造のための施設の位置等の軽微な変更の届出の受理	総合支庁	47			
36	第14条第4項	第二種製造者の製造のための施設の位置等の変更の届出の受理	総合支庁	5			
37	第15条第2項	高圧ガス貯蔵方法の基準適合命令	総合支庁	0			
38	第16条	高圧ガス貯蔵所許可	総合支庁	5			
39	第17条第2項	第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理	総合支庁	1			
40	第17条の2第1項	第二種貯蔵所の設置の届出の受理	総合支庁	5			
41	第17条の2第2項	第一種貯蔵所に関する技術上の基準への適合命令	総合支庁	0			
42	第18条第3項	高圧ガス貯蔵所の基準適合命令	総合支庁	0			
43	第19条第1項	高圧ガス貯蔵所変更許可	総合支庁	7			
44	第19条第2項	第一種貯蔵所の位置等の軽微な変更の届出の受理	総合支庁	11			
45	第19条第4項	第二種貯蔵所の位置等の変更の届出の受理	総合支庁	9			
46	第20条第1項	高圧ガス完成検査	総合支庁	37			
47	第20条第3項	第一種製造者の製造のための施設の位置等の変更に係る完成検査及び協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理	総合支庁	2			
48	第20条の4	販売事業の届出の受理	総合支庁	14			
49	第20条の4の2第2項	販売業者の地位の承継の届出の受理	総合支庁	3			
50	第20条の5第2項	販売業者の周知の方法の改善勧告	総合支庁	0			
51	第20条の5第3項	販売業者等が勧告に従わないときの公表	総合支庁	0			
52	第20条の6第2項	販売の方法に関する技術上の基準への適合命令	総合支庁	0			
53	第20条の7	販売をする高圧ガスの種類の変更の届出の受理	総合支庁	1			
54	第21条第1項	製造等の廃止等の届出の受理	総合支庁	21			
55	第21条第2項						
56	第21条第3項						
57	第21条第4項						
58	第21条第5項						
59	第24条の2第1項	特定高圧ガスの消費の届出の受理	総合支庁	0			
60	第24条の3第3項	特定高圧ガス消費者の消費のための施設等に関する技術上の基準への適合命令	総合支庁	0			
61	第24条の4第1項	特定高圧ガス消費者の消費のための施設の位置等の変更の届出の受理	総合支庁	9			
62	第24条の4第2項	特定高圧ガスの消費の廃止の届出の受理	総合支庁	0			

※「第一種製造者」(許可制)は県内に168ある。

※「第二種製造者」(届出制)は県内に673ある。

※「第一種貯蔵所」(許可制)は県内に81ある。

※「第二種貯蔵所」(届出制)は県内に120ある。

地方分権改革推進委員会
第一次勧告掲載

保安の確保に関する事務

現在の県の担当部課			防災くらし安心部		消防救急課	移譲対象市町村	
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等		備考
63	第26条第1項	危害予防規程の制定又は変更の届出の受理	総合支庁	11	高圧ガスに関する専門的知識を有する職員(高圧ガス関係有資格者)の配置を要する。 同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。	地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	人口10万人以上の市
64	第26条第2項	危害予定規程の変更命令	総合支庁	0			
65	第26条第4項	第一種製造者に対する措置命令	総合支庁	0			
66	第27条第2項	保安教育計画	総合支庁	0			
67	第27条第5項	保安教育計画の実行等の勧告	総合支庁	0			
68	第27条の2第5項	保安統括者等の選任又は解任の届出の受理	総合支庁	30			
69	第27条の2第6項	保安技術管理者等の選任又は解任の届出の受理	総合支庁	47			
70	第30条	製造保安責任者免状等の返納命令	総合支庁	0			
71	第34条	保安統括者等の解任命令	総合支庁	0			
72	第35条第1項	第一種製造者の特定施設の保安検査	総合支庁	33			
73	第35条第1項第1号	協会若しくは指定保安検査機関による保安検査の受検に関する届出又は認定保安検査実施者による保安検査の記録の届出の受理	総合支庁	56			
74	第35条第1項第2号	協会又は指定保安検査機関による保安検査の結果の報告の受理	総合支庁	56			
75	第35条第3項	危険時の届出の受理	総合支庁	0			
76	第36条第2項	第一種製造者の製造等の許可の取消し又はその製造等の停止の命令	総合支庁	0			
77	第38条第1項	第二種製造者の製造等の停止の命令	総合支庁	0			
78	第38条第2項	公共の安全の維持等のための緊急措置	総合支庁	0			
79	第39条	完成検査又は保安検査の記録の届出の受理	総合支庁	0			
80	第39条の11						

報告の徴収に関する事務

現在の県の担当部課			防災くらし安心部		消防救急課	移譲対象市町村	
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等		備考
81	第61条第1項	第一種製造者等の業務に関する報告の徴収	総合支庁	0	高圧ガスに関する専門的知識を有する職員(高圧ガス関係有資格者)の配置を要する。 同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。	地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	人口10万人以上の市

災害発生等の届出等に関する事務

現在の県の担当部課			防災くらし安心部		消防救急課	移譲対象市町村	
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等		備考
82	第63条第1項	災害発生等の届出の受理	総合支庁	0	高圧ガスに関する専門的知識を有する職員(高圧ガス関係有資格者)の配置を要する。 同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。		人口10万人以上の市
83	第63条第2項	災害発生に係る事項の報告の命令	総合支庁	0			
84	第64条	災害発生時の指示	総合支庁	0			

関係行政機関との連携に関する事務

現在の県の担当部課			防災くらし安心部		消防救急課	移譲対象市町村	
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等		備考
85	第74条第1項	関係行政機関への通報	総合支庁	29	高圧ガスに関する専門的知識を有する職員(高圧ガス関係有資格者)の配置を要する。 同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。		人口10万人以上の市
86	第74条第2項	警察官からの通報の受理	総合支庁	6			
87	第74条第3項	消防吏員等からの通報の受理	総合支庁	0			
88	第74条第4項	経済産業大臣への報告	総合支庁	7			

輸入検査に関する事務

輸入検査に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
89	第22条第1項	輸入をした高圧ガス及び容器の輸入検査	総合支庁	23	高圧ガスに関する専門的知識を有する職員(高圧ガス関係有資格者)の配置を要する。 同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。		人口10万人以上の市
90	第22条第1項第1号	協会又は指定輸入検査機関による輸入検査の受検に関する届出及び輸入検査の結果の報告の受理	総合支庁	0			
91	第22条第2項						
92	第22条第3項	不合格品の廃棄命令	総合支庁	0			

容器検査に関する事務

容器検査に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
93	第41条第2項	容器製造業者の製造の方法に関する技術上の基準への適合命令	総合支庁	0	高圧ガスに関する専門的知識を有する職員(高圧ガス関係有資格者)の配置を要する。 同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。		人口10万人以上の市
94	第44条第1項	容器検査	総合支庁	0			
95	第48条第5項	特別充てん許可	総合支庁	0			
96	第49条第3項	容器再検査に係る容器への刻印又は標章の掲示	総合支庁	0			
97	第49条第4項						
98	第49条の2	付属品検査	総合支庁	0			
99	第49条の3第1項	付属品への刻印	総合支庁	0			
100	第49条の4第1項	付属品再検査	総合支庁	0			
101	第49条の4第3項	付属品再検査に係る付属品への刻印	総合支庁	0			
102	第49条の30	製造した容器又は付属品の回収等の命令	総合支庁	0			
103	第49条の35	輸入した容器又は付属品の回収等の命令	総合支庁	0			
104	第50条第1項	容器検査所の登録又はその更新	総合支庁	1			
105	第50条第3項						
106	第50条第4項	検査所で検査できる容器等の制限	総合支庁	0			
107	第52条第2項	容器検査所検査主任者の解任命令	総合支庁	0			
108	第53条	容器検査所の登録の取消し又は容器再検査等の停止の命令	総合支庁	0			
109	第54条第2項	容器に充てんする高圧ガスの種類等の変更に係る刻印等及び刻印等の抹消	総合支庁	0			
110	第56条第1項	容器のくず化等の命令	総合支庁	0			
111	第56条第2項	容器検査に合格しなかった容器に関する報告の受理	総合支庁	0			
112	第56条第4項	付属品検査等に合格しなかった付属品に関する報告の受理	総合支庁	0			
113	第56条の2	容器検査所の容器再検査等の業務の廃止の届出の受理	総合支庁	0			

立入検査に関する事務

立入検査に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
114	第62条第1項	高圧ガスの製造をする者の事務所等に係る立入、検査、質問又は収去	総合支庁	71	高圧ガスに関する専門的知識を有する職員(高圧ガス関係有資格者)の配置を要する。 同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。	地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	人口10万人以上の市

○ガス事業法

立入検査に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
115	第171条第1項	報告の徴収	本庁	0	ガスに関する専門的知識を有する職員(高圧ガス有資格者)の配置を要する。 同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。	地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全町村
116	第172条第1項	立入検査	本庁	2			
117	第173条第1項	ガス用品の提出	本庁	0			
118	第172条第2項	命令によって生じた損失の補償	本庁	0			

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

液化石油ガス販売事業者等の登録に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
119	第3条第1項	液化石油ガス販売事業者の登録	総合支庁	1	液化石油ガスに関する専門的知識を有する職員の配置を要する。 (主に)同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。	※「液化石油ガス販売事業者」は県内に約400ある。	人口10万人以上の市
120	第3条の2第1項	液化石油ガス販売事業者登録簿への登録	総合支庁	0			
121	第3条の2第2項	液化石油ガス販売事業者の登録の通知	総合支庁	0			
122	第3条の2第3項	液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧	総合支庁	0			
123	第4条第2項	液化石油ガス販売事業者の登録の拒否の通知	総合支庁	0			
124	第6条	登録行政庁等の変更の届出の受理	総合支庁	0			
125	第8条	液化石油ガス販売事業者の氏名等の変更の届出の受理	総合支庁	52			
126	第10条第3項	液化石油ガス販売事業者等の地位の承継の届出の受理	総合支庁	4			
127	第19条第2項	業務主任者の選任又は解任の届出の受理	総合支庁	66			
128	第21条第2項	業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理	総合支庁	42			
129	第23条	液化石油ガス販売事業等の廃止の届出の受理	総合支庁	10			
130	第25条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消	総合支庁	0			
131	第26条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消又は液化石油ガス販売事業の停止の命令	総合支庁	0			
132	第26条の2	液化石油ガス販売事業者の登録の消除	総合支庁	0			
133	第90条第1項	液化石油ガス販売事業者の登録の取消等に係る聴聞	総合支庁	0			

保安業務に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
134	第29条第1項	保安機関の認定	総合支庁	24	液化石油ガスに関する専門的知識を有する職員の配置を要する。 (主に)同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。		人口10万人以上の市
135	第32条第1項	保安機関の認定の更新	総合支庁	0			
136	第33条第1項	保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可	総合支庁	3			
137	第33条第2項	保安業務に係る一般消費者等の数の減少の届出の受理	総合支庁	2			
138	第35条第1項	保安業務規程の制定又は変更の認可	総合支庁	7			
139	第35条の3	保安機関の認定の取消	総合支庁	0			

液化石油ガス販売事業者の認定に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部		消防救急課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考		
140	第35条の6第1項	液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定	総合支庁	0	液化石油ガスに関する専門的知識を有する職員の配置を要する。 (主に)同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。			人口10万人以上の市
141	第35条の7	販売契約等に係る一般消費者等の数の報告の受理	総合支庁	0				
142	第35条の10第1項	認定液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定の取消	総合支庁	0				
143	第35条の10第2項	認定液化石油ガス販売事業者への報告の催告及び認定の取消	総合支庁	0				
144	第88条第2項	液化石油ガス販売事業者に係る認定又はその取消の公示	総合支庁	0				

液化石油ガス販売等に係る指導取締に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部		消防救急課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考		
145	第13条第2項	災害の発生の防止に関する必要な措置の命令	総合支庁	0	液化石油ガスに関する専門的知識を有する職員の配置を要する。 (主に)同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。			人口10万人以上の市
146	第14条第2項	一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令	総合支庁	0				
147	第16条第3項	貯蔵施設等に関する技術上の基準等への適合命令	総合支庁	0				
148	第16条の2第2項	供給設備に関する技術上の基準への適合命令	総合支庁	0				
149	第22条	業務主任者等の解任の命令	総合支庁	0				
150	第34条第3項	保安機関に対する保安業務の改善命令	総合支庁	0				
151	第35条第3項	保安業務規程の変更の命令	総合支庁	0				
152	第35条の2	保安機関に関する認定の基準への適合命令	総合支庁	0				
153	第35条の5	消費設備に関する技術上の基準への適合命令	総合支庁	0				

貯蔵施設等の設置の許可に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部		消防救急課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考		
154	第36条第1項	貯蔵施設等の設置の許可	総合支庁	0	液化石油ガスに関する専門的知識を有する職員の配置を要する。 (主に)同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。 同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。 (高圧ガス保安法と一体的に処理する必要がある。)			人口10万人以上の市
155	第37条の2第1項	貯蔵施設の位置等の変更の許可	総合支庁	0				
156	第37条の2第2項	貯蔵施設の撤去等の届出の受理	総合支庁	0				
157	第37条の3第1項	貯蔵施設の完成検査及び同項ただし書の規定による協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理	総合支庁	0				
158	第37条の3第2項	協会又は指定完成検査機関による完成検査の結果の報告の受理	総合支庁	0				
159	第37条の4第1項	充てん設備の許可	総合支庁	2				
160	第37条の4第3項	充てん設備の変更許可	総合支庁	3				
161	第37条の4第4項	充てん設備の完成検査	総合支庁	0				
162	第37条の5第3項	充てん設備等に関する技術上の基準への適合命令	総合支庁	0				
163	第37条の6第1項	充てん設備の保安検査及び同項ただし書の規定による協会又は指定保安検査機関による保安検査の受検に関する届出の受理	総合支庁	20				
164	第37条の6第3項	協会又は指定保安検査機関による保安検査の結果の報告の受理	総合支庁	12				
165	第37条の7第1項	貯蔵施設、特定供給設備、充てん設備の許可の取消、使用停止命令	総合支庁	0				
166	第37条の7第2項	特定供給設備の使用の停止の命令に係る通知	総合支庁	0				

液化石油ガス設備工事の届出に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
167	第38条の3	液化石油ガス設備工事の届出の受理	-	54		特例条例により全市町村に移譲済み	全市町村(済)
168	第38条の10第1項	特定液化石油ガス設備工事の事業の届出の受理	総合支庁	5	液化石油ガスに関する専門的知識を有する職員の配置を要する。		人口10万人以上の市
169	第38条の10第2項	特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名等の変更又は廃止の届出の受理	総合支庁	40	(主に)同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。		

報告の徴収に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
170	第82条第1項	液化石油ガス販売事業者又は保安機関の業務等の状況に関する報告の徴収	総合支庁	331	液化石油ガスに関する専門的知識を有する職員の配置を要する。 同一町村の区域内で活動する事業者に限る。		全町村
171		液化石油ガス設備士又は特定液化石油ガス設備工事事業者の業務等の状況に関する報告の徴収	総合支庁	0			
172		液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の業務等の状況に関する報告の徴収	総合支庁	0			
173		第82条第2項	充てん事業者の業務等の状況に関する報告の徴収	総合支庁			

立入検査に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
174	第83条第1項	液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等に係る立入、検査又は質問	総合支庁	88	液化石油ガスに関する専門的知識を有する職員の配置を要する。 同一町村の区域内で活動する事業者に限る。		全町村
175	第83条第3項	液化石油ガス販売事業者の事務所等に係る立入、検査、質問又は収去	総合支庁	88			
176		充てん事業者又は特定液化石油ガス設備工事事業者の事務所等に係る立入、検査又は質問	総合支庁	0			
177	第83条第4項	保安機関の事務所等に係る立入、検査又は質問	総合支庁	91			

液化石油ガス器具等の提出に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
178	第83条の2第1項	液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する液化石油ガス器具等の提出の命令	総合支庁	0	液化石油ガスに関する専門的知識を有する職員の配置を要する。 同一町村の区域内で活動する事業者に限る。		全町村

関係行政機関との連携に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
179	第87条第1項	関係行政機関への通報	-	0		液化石油ガス設備工事に係る通報のみ全市町村に移譲済み	全市町村(済)
180	第87条第2項	消防長からの要請の受理	総合支庁	0	液化石油ガスに関する専門的知識を有する職員の配置を要する。 同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。		人口10万人以上の市

(3) 火 薬

○火薬類取締法

火薬類の製造等の許認可に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
181	第3条	火薬類製造(煙火)の許可	総合支庁	0	製造・販売・貯蔵・消費等を一体的に指導取締できる体制を要する。	※「火薬庫」は県内に約30ある。	人口10万人以上の市
182	第5条	火薬類販売営業の許可	総合支庁	0			
183	第8条	火薬類製造、販売業者の許可取消	総合支庁	0			
184	第9条第3項	火薬類製造施設、製造方法の改善命令	総合支庁	0			
185	第10条第1項	製造施設、製造方法の変更の許可	総合支庁	0			
186	第10条第2項	製造施設、製造方法の軽微変更届の受理	総合支庁	0			
187	第11項第3項	火薬類貯蔵の改善命令	総合支庁	0			
188	第12条第1項	火薬庫の設置、変更の許可	総合支庁	1			
189	第12条第2項	火薬庫の軽微変更届出の受理	総合支庁	0			
190	第12条の2	火薬庫承継届の受理	総合支庁	0			
191	第13条但し書	火薬庫の例外の許可	総合支庁	0			
192	第14条第2項	火薬庫の構造等の改善命令	総合支庁	0			
193	第15条第1項	火薬類製造施設、火薬庫の完成検査	総合支庁	1			
194	第15条第2項						
195	第16条第1項	製造、営業、火薬庫の廃止届の受理	総合支庁	1			
196	第16条第2項						

火薬類の譲渡等の許可に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
197	第17条第1項	譲渡、譲受の許可	総合支庁	92	製造・販売・貯蔵・消費等を一体的に指導取締できる体制を要する。	地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	人口10万人以上の市
198	第17条第3項	火薬類の譲渡、譲受の許可取消	総合支庁	0			
199	第17条第7項	譲渡、譲受許可証の書換	総合支庁	0			
200	第17条第8項	譲渡、譲受許可証の再交付	総合支庁	0			

火薬類の輸入の許可に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
201	第24条第1項	火薬類の輸入の許可	総合支庁	0	製造・販売・貯蔵・消費等を一体的に指導取締できる体制を要する。		人口10万人以上の市
202	第24条第3項	火薬類輸入届の受理	総合支庁	0			

火薬類の消費等の許可に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
203	第25条第1項	火薬類消費の許可	-	128		煙火に係るものについて特別条例により全市町村に移譲済み(産業火薬は県の権限)	全市町村(済)
204	第25条第3項	火薬類の消費の取消	-	0			
205	第27条第1項	火薬類の廃棄の許可	総合支庁	0	製造・販売・貯蔵・消費等を一体的に指導取締できる体制を要する。	(全てについて) 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	人口10万人以上の市

保安の確保に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村		
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考			
206	第28条第1項	危害予防規程の認可	総合支庁	0	製造・販売・貯蔵・消費等を一体的に指導取締できる体制を要する。	(全てについて) 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	人口10万人以上の市		
207	第28条第2項	危害予防規程変更届の受理	総合支庁	0					
208	第28条第4項	危害予防規程の変更命令	総合支庁	0					
209	第29条第1項	保安教育計画の認可	総合支庁	0					
210	第29条第4項	保安教育計画の策定者の指定	総合支庁	0					
211	第29条第5項	火薬類消費者の保安教育計画の認可	総合支庁	0					
212	第30条第3項	保安責任者等選(解)任届の受理	総合支庁	0					
213	第33条第2項	保安責任者代理者選(解)任届出の受理	総合支庁	0					
214	第34条第2項	取扱保安責任者等の解任命令	総合支庁	0					
215	第34条第1項	製造保安責任者等の解任命令	総合支庁	0					
216	第35条	保安検査の実施	総合支庁	22					
217	第35条の2第2項	定期自主検査の届出等の受理	総合支庁	0					
218	第35条の2第3項								
219	第35条の2第4項	定期自主検査の立合	総合支庁	0					
220	第36条第1項	安定度試験報告の受理	総合支庁	0					
221	第36条第2項	安定度試験の実施命令	総合支庁	0					
222	第42条	報告の聴取	総合支庁	0					
223	第43条	立入検査の実施	-	115				煙火に係るものについて特例条例により全市町村に移譲済み(産業火薬は県の権限)	全市町村(済)
224	第44条	火薬類製造等許可取消、事業停止命令	総合支庁	0				製造・販売・貯蔵・消費等を一体的に指導取締できる体制を要する。	人口10万人以上の市
225	第45条	火薬類の運搬等に関する緊急措置	-	0	煙火に係るものについて特例条例により全市町村に移譲済み(産業火薬は県の権限)	全市町村(済)			

事故報告の受理等に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
226	第46条第2項	事故報告の受理	-	2		煙火に係るものについて特例条例により全市町村に移譲済み(産業火薬は県の権限)	全市町村(済)
227	第47条	災害が発生した場合における現状の変更に係る指示	-	0			

関係行政機関との連携に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
228	第52条第1項	公安委員会に対する意見聴取	総合支庁	0	製造・販売・貯蔵・消費等を一体的に指導取締できる体制を要する。	煙火に係るものについて特例条例により全市町村に移譲済み(産業火薬は県の権限)	人口10万人以上の市
229	第52条第2項	公安委員会等への通報	-	220			全市町村(済)
230	第52条第5項	警察官からの通報の受理	-	0			
231	第52条第6項	国への報告	総合支庁	0	製造・販売・貯蔵・消費等を一体的に指導取締できる体制を要する。		人口10万人以上の市
232	第54条第1項	聴聞の実施	総合支庁	0			

○火薬類取締法施行規則

火薬類消費許可申請書等の受理に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
233	第81条の14	火薬類消費許可申請書及び火薬類消費計画書の記載事項の変更の届出の受理	-	0	N0.203 火薬類取締法第25条第1項に伴う事務	煙火に係るものについて特例条例により全市町村に移譲済み(産業火薬は県の権限)	全市町村(済)